

2026 年 2 月 5 日

量的供給力確保を目的とした中長期取引市場の制度設計

～取引基盤としての先渡市場の制度的位置付け～

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
電力ユニット 電力グループマネージャー 研究主幹
大西 健一

近年の需給逼迫や新電力撤退を背景に、小売電気事業者へ中長期の供給力確保義務を課す制度設計が進む中、標準化商品により安定調達と価格指標の形成を担う市場の必要性が高まっている。既存のベースロード市場は将来的に発展的解消が想定されているが、先渡市場は商品設計や取引方式の面で中長期取引市場の要件と概ね整合的であると考えられる。一方、スポット市場価格との関係や先物市場との競合により、発電事業者が固定費を十分回収できない懸念があり、証拠金負担の軽減など制度的支援が課題であると考えられる。本稿では、量的供給力（kWh）の中長期確保義務を支える取引基盤として、先渡市場を中長期取引市場として位置付ける可能性を検証する。

1. 量的供給力確保のための中長期取引市場の検討の背景

電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG では、2020～2021 年に発生した電力需給の逼迫や価格高騰、新電力の相次ぐ撤退といった経験を背景に、小売電気事業者に対して量的な供給力（kWh）を中長期的に確保する責任を課す方向で検討が進められている。その検討においては、単に量的供給力の確保義務水準（例：N-3 年度で 5 割、N-1 年度で 7 割）を設定するだけでなく、その義務を実効的に履行させるための電力取引の在り方についても整理が行われている¹。

中長期の電力取引手段は、(1) 取引所における定型的な商品の取引、(2) 事業者間の相対取引の二つに大別される。このうち、「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化」という観点からは、取引所で定型的商品を取引することが可能となる環境を整備することが重要である。一方で、事業者が創意工夫を凝らし、多様な取引を行う手段としては、相対取引も引き続き重要な役割を果たすと考えられる。

こうした考え方を踏まえ、相対契約に代わる選択肢として、不特定多数の参加者が利用可能な中長期取引市場を整備する構想が検討されている。標準化された定型的な商品を通じて、交渉力や個別の信用力に左右されることなく将来の電力量を確保できる市場は、とりわけ中小の小売電気事業者にとって、量的供給力の確保義務を履行するための重要なインフラとなり得る。

¹ 資源エネルギー庁. (2025 年). 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG とりまとめ (資料 4-1). Retrieved February 1, 2026, from https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/pdf/004_04_01.pdf

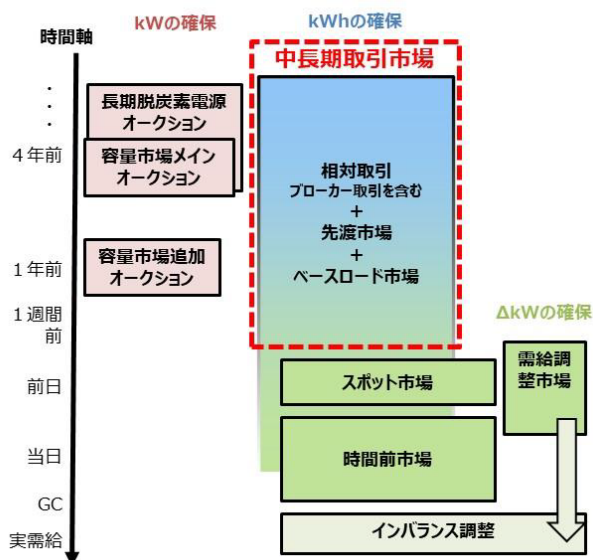
2. スポット市場以外の電力（kWh）を取り扱う市場の整理

現在、現物商品を対象として中長期取引が可能な市場としては、先渡市場およびベースロード市場が存在する。先渡市場は、2005 年に日本卸電力取引所 (JEPX) が発足した当初から、前日スポット市場と併せて、価格変動リスクをヘッジするための市場として導入された経緯がある。2003 年 2 月に示された電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」では、「小売自由化範囲が拡大される中では、事業者による電源開発投資に関するリスクマネジメント手段の一層の整備が必要となる」とした上で、「このため、投資リスク判断の一助となる指標価格の形成や、需給ミスマッチ時における電力の販売・調達手段の充実など、事業者のリスクマネジメント機能の強化に資する取引所取引を活性化させることが求められており、『先渡し』市場および一日前のスポット市場の二銘柄をスタートさせることが適切である」と指摘されている²。

これに対して、ベースロード市場は、旧一般電気事業者が大部分を保有してきた安価なベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）について、新電力も活用できるようにすることを目的として 2019 年に導入された市場である。2017 年 2 月に示された「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ」では、「安価なベースロード電源については、旧一般電気事業者がその大部分を保有または長期契約により調達しているため、新規参入者のアクセスが限定的であり、これが競争を一層活性化させる上での障壁となってきた」と指摘されている³。このような背景から、新規参入者がベースロード電源へのアクセスを容易とするための新たな市場として、ベースロード電源市場が創設され、旧一般電気事業者と新規参入者のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットイングが図られることとなった。

他方で 2020 年 7 月に旧一般電気事業者および JERA が、不当な内部補助の防止や電源アクセスのイコールフットイングの確保を目的として、内外無差別な卸売等に関するコミットメントを行うことを表明したことを受け、各社において卸売入札が実施されているところである。今後、内外無差別な卸売が一層進展していけば、ベースロード市場の役割は小さくなっていく方向にあるとも考えられる。

将来の中長期取引市場（案）



² 経済産業省. (2003 年). 今後の望ましい電気事業制度の骨格について (報告書). Retrieved January 20, 2026, from https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/pdf/tousin.pdf

³ 経済産業省. (2017 年). 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ. Retrieved January 20, 2026, from https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/denryoku_kaikaku/pdf/20170209002_01.pdf

図-1 中長期的な kWh の取引市場

[出所] 資源エネルギー庁. (2025 年). 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG とりまとめ (資料 4 -1). Retrieved February 1, 2026, from

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/pdf/004_04_01.pdf

表-1 日本におけるベースロード市場と先渡市場の比較

項目	ベースロード市場	先渡市場
特徴	新電力によるベースロード電源(石炭火力・大型水力・原子力・地熱)へのアクセスを容易にすることを目的とし、ベースロード電源の電気の供出を制度的に求め、新電力が年間固定価格で購入可能	商品ごとに実需給の 3 年前(年間商品)から 3 日前(週間商品)まで取引可能。小売電気事業者が中長期的に必要な供給力を固定価格で購入可能
創設時期	2019 年 7 月	2009 年 4 月(※先渡定型取引としては、2005 年 4 月より実施)
市場管理者	日本卸電力取引所(JEPX)	日本卸電力取引所(JEPX)
主な取引主体	売入札：旧一般電気事業者、電源開発(新電力の売入札も制限なし)	売入札：発電事業者
	買入札：新電力(旧一般電気事業者の自エリアが含まれる市場以外での買入札も制限なし)	買入札：小売電気事業者
取引商品	受渡期間 1 年/2 年の商品(受渡開始はオークション翌年 4 月)	年間商品(受渡期間 1 年)、月間商品(受渡期間 1 か月)、週間商品(受渡期間 1 週間)(※年間商品は 24 時間型のみ。月間・週間商品は 24 時間型、昼間型(平日 8 時～18 時)が存在)
取引方法	シングルブライズオークション(※受渡年度の前年度に年 4 回(8 月、10 月、11 月、1 月)オークションを開催)	ザラバ方式(※毎営業日開催)
受渡方法	スポット取引を通じて受渡し	スポット取引を通じて受渡し
市場範囲	北海道エリア、東北・東京エリア、西エリアの 3 市場	東日本(北海道・東北・東京)、西日本(中部・北陸・関西・中国・四国・九州)の 2 市場
取引単位	100kW	30 分単位で 500kWh
取引手数料	売買ともに約定した入札 1 件あたり 15,000 円(税別)	年間商品:売買ともに約定 1 件あたり 10,000 円(税別)、月間・週間商品:売買ともに約定 1 件あたり 1,000 円(税別)
預託金	受渡期間が 1 年間のものは受け渡し完了していない商品の買い代金に 0.01 を乗じた額、受渡期間が 2 年間のものは受け渡し完了していない商品の買い代金に 0.02 を乗じた額	先渡取引の商品基準時差額の合計額
2024 年度 売買実績	約 50 億 kWh	週間昼間型 1 件 5MW のみ(5 万 kWh)

[出所] 資源エネルギー庁の資料⁴⁵等をもとに日本エネルギー経済研究所が作成

3. 中長期取引市場の制度設計に係る審議状況

中長期取引市場については、2025 年 3 月に示された「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」⁶において、中長期取引市場が量・価格両面で安定的な調達を可能とすると位置付けられて、具体的な審議が開始された。2025 年 12 月には、「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG とりまとめ（案）」が示されており、様々な施策の一つとして中長期取引市場についても取り上げられている。

その中で、ベースロード市場については、「中長期取引市場の創設によってその目的や役割を代替できると考えられることから、ベースロード市場は発展的解消する方向で進める」との方向性が打ち出されており、仮に新たに中長期取引市場を導入するのでないのであれば、先渡市場の可能性も考えられる。中長期取引市場について議論された内容と先渡市場の制度設計に整合性があるかどうかを確認したが、基本的に先渡市場の規定を明確にすることや先渡市場をボランティアベースの市場ではなく量的供給力を確保するための市場と位置付けること等を行うことで十分に中長期取引市場としての役割を担うことは可能であると考えられる。

以下では、これまでに中長期取引市場について議論されてきた内容と、先渡市場の現行の制度設計との整合性について整理を行った。その結果、先渡市場における規定の明確化や、同市場をボランティアな取引の場にとどめず、量的供給力を確保するための制度的な市場として位置付けることなどの対応を講じることで、先渡市場は中長期取引市場として求められる役割を十分に担うことが可能であると考えられる。

表-2 中長期取引市場の要件と先渡市場の制度設計との整合性

項目	中長期取引市場の要件（審議会での議論ベース）	先渡市場の制度設計
価値・価格設定	・ 中長期取引市場で取り扱われる商品は、中長期の相対取引で取り扱われる商品のうち定型的なものに相当し、取り扱われる価値は、中長期の相対取引で取り扱われる価値と同等のものになる。	○ 年間・月間・週間といった定型商品を取扱っている。
	・ 中長期取引市場の価格は、中長期の相対取引と同様に、電源の固定費と	－ 明記されていないが、ベースロード市場と同様の考え方であれば、容量市場での

⁴ 資源エネルギー庁. (2021 年). ベースロード市場の現状と課題（資料 5）. Retrieved January 20, 2026, from https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/048_05_00.pdf

⁵ 資源エネルギー庁. (2025 年). ベースロード市場について（資料 5）. Retrieved January 20, 2026, from https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/pdf/108_05_00.pdf

⁶ 資源エネルギー庁. (2025 年). 電力システム改革の検証結果と今後の方向性 ～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～. Retrieved January 20, 2026, from https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/20250331_1.pdf

	可変費を含む形で設定することが基本である ・ 各発電事業者が、電源の固定費と可変費をベースに、それぞれの考え方にに基づき価格設定を行う	収入を控除した上で固定費と可変費を価格に含めることができるのではないかな。 － 明記されていないが、各発電事業者が柔軟に価格設定を行うことが可能ではないかな。
市場監視	・ 上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような市場監視はなじまない ・ 市場の公正性を損なう行為については、監視する必要がある	－ 明記されていないが、コスト審査は存在しない。 ○ 禁止行為を監視している。
供出量を高める方策	・ 少なくとも市場開設から当分の間は、一定規模以上の発電事業者に対して市場への供出を求める ・ 一定規模以上の発電事業者の基準は、保有する電源の最大出力の合計が 500 万 kW 以上の事業者とする（当該基準に該当する事業者は、沖縄電力を除く旧一般電気事業者のグループ及び電源開発） ・ 原則として電気事業者の販売電力量の 10% について、対象事業者に供出を求める	× 供出義務はない。自主的な参加が基本。 × 供出義務はない。 × 供出義務はない。
取引形態（約定方式）	・ ゼラバ方式の採用を第一に検討を進める	○ ゼラバ取引を採用。
取り扱う商品	・ 取引年度（商品が取引される年度）は、小売電気事業者に課される供給力確保義務との整合性を取る形で設計することを基本とし、市場開設から当分の間は、実需給の 3 年前と 1 年前とする ・ 受渡し期間については、原則として単年（1 年間）の商品とする ・ 商品の負荷パターンについては、①実需給の 3 年前に販売される商品については、ベース商品を中心に、ミドル商品の取扱いも検討する、②実需給の 1 年前に販売される商品については、ミドル商品をメインに、ベース商品やピーク商品の取扱いについても検討する	○ 受渡開始日が属する年の 3 年前の 4 月 1 日から取引可能。 ○ 年間商品は 1 年間に設定。 － 年間商品はベース商品が基本だが、月間・週間商品はピーク商品も存在し、新たな商品設計は可能ではないかな。
受渡し	・ 地域間連系線を利用した取引（エリアを跨いだ取引）を認める ・ 連系線を利用した取引を行う際には、スポット市場を介して行う	○ スポット市場で受け渡しを行うため、エリアを跨いだ取引は可能。 ○ スポット市場で受け渡しを行う。

	・ 中長期取引市場において生じる市場分断リスクは、基本的に買い手が負う	○ 清算対象価格が東京エリア価格又は関西エリア価格に設定されるためスポット市場価格受け渡しを行うため、市場分断に伴う負担を買い手が負う。
決済・清算	・ 小規模な事業者も参加しやすい仕組みとする	× 預託金が負担となる可能性がある。
運営主体	・ 信頼性（公正かつ透明な価格指標を形成・公表していく）、中立性（全ての市場参加者に対して中立的な市場運営を行う）、安定性（常に安定した取引ができる環境を整備する）が中長期取引市場の運営主体に求められる。	○ JEPX が運営している。
市場参加者	・ 売り手は発電事業者、買い手は供給力確保義務を課される小売電気事業者である。	○ 売り手は発電事業者、買い手は小売電気事業者である。
他市場との関係	・ 発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要である。	－ 明記されていないが、ベースロード市場と同様の考え方であれば、容量市場での収入を控除した上で固定費と可変費を価格に含めることができるのではないかと。

[出所]資源エネルギー庁やJEPXの資料などをもとに日本エネルギー経済研究所が作成。

4. 中長期取引市場として先渡市場を位置付ける場合の課題及び留意点

中長期取引市場として先渡市場を位置付ける場合には、「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG とりまとめ（案）」における整理を踏まえ、先渡市場における価格形成の在り方を明確にする必要がある。具体的には、発電事業者が、可変費に加え、容量市場等により回収される分を控除した固定費相当額を考慮した価格、あるいはスポット市場の期待価格を参照しつつ当該固定費相当額を含めた水準で売り注文を提示することが想定される。なお、ベースロード市場においては、発電事業者がベースロード電源の平均発電コストから容量市場での収入等を控除した水準を基に供出上限価格を設定することとされている⁷⁸。

一方、スポット市場においては、競争が十分に機能し、かつ供給余力が存在する平常時には、スポット市場価格は比較的可変費の低い電源の限界費用に近い水準に収斂しやすいと考えられる。このため、小売電気事業者にとっては、平常時においてスポット市場による調達が相対的に低位な価格水準となる場合が多く、こうしたスポット市場の価格形成は、先渡市場における価格水準に対して一定の牽制効果を持つ。その結果、先渡市場において固定費相

⁷ 資源エネルギー庁. (2018 年). ベースロード市場について（資料 5）. Retrieved February 1, 2026, from https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/022_05_00.pdf

⁸ 資源エネルギー庁. (2025 年). ベースロード市場ガイドライン. Retrieved February 1, 2026, from https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/blgl_20250806.pdf

当額の転嫁を図ろうとする発電事業者にとっては、当該固定費を必ずしも十分に価格へ反映できない状況が生じ得る。

他方で、小売電気事業者に対して「量的 (kWh) な供給力の確保」を義務付ける制度が導入され、例えば「想定販売電力量の 7 割を 1 年前に確保する」といった中長期的な供給力確保義務が課される場合、小売電気事業者は当該割合について、先渡市場等を通じてあらかじめ調達する必要があるが生じる。想定販売電力量を 100 とした場合、そのうち 70 については、小売電気事業者は先渡市場において発電事業者が提示する、容量市場等での回収分を控除した固定費相当額と可変費（または期待スポット価格）を含む売り注文の中から、ザラバ方式による取引の進行状況や価格動向を踏まえつつ、相対的に割安な注文を選択・落札していく行動を取ることが想定される。

この結果、発電事業者が相対的に高水準の価格で売り注文を提示している場合には、小売電気事業者が供給力確保義務を充足した後、当該注文は約定しにくくなる可能性が高い。小売電気事業者にとっては、義務である 7 割を確保した後、残る 3 割については、スポット市場等を活用して調達することが合理的な行動となる。

さらに、先物取引によるリスクヘッジを供給力確保義務の算定対象に含めることが可能であると仮定した場合、先物市場には実需事業者に加え金融事業者も参加することとなる。このため、先物市場においては将来のスポット市場価格に対する期待を踏まえた裁定取引が活発化し、先物価格はスポット市場価格との間に一定の連動性を有する形で形成されることとなる。このような市場構造の下では、先物価格は恒常的に容量市場等での回収分を控除した固定費相当額を上乗せした水準で形成されるというよりも、期待されるスポット価格やリスクプレミアムを前提とした水準となりやすく、発電事業者が先物市場において当該固定費相当額の回収を意図した売り注文を継続的に成立させることは容易ではないと考えられる。

この場合、小売電気事業者にとっては、固定費相当額が含まれる可能性のある先渡市場での調達よりも、価格水準が相対的に低位となり得る先物市場を活用して、供給力確保義務を充足しようとするインセンティブが生じ得る。仮に、小売電気事業者が供給力確保義務である 7 割の全部または大部分を先物市場で充足することが制度上可能となれば、先渡市場における調達需要は大きく減少し、結果として、発電事業者が先渡市場において売却機会を確保することが困難となるおそれがある。

こうした点を踏まえると、先渡市場の活性化という観点からは、先渡市場での取引に際して求められる証拠金や預託金等について、信用・担保制約の緩和を目的として国が一定の支援措置を講じることが考えられる。これにより、特に先物市場における証拠金負担が相対的に大きいと感じている中小規模の事業者にとって、市場参加のハードルが低下し、先渡市場を活用する余地が拡大する可能性がある。

お問い合わせ: report@tky.ieej.or.jp